

## ◆改定等の履歴

※関係諸法令や各種基準等の改正・変更に基づき、指針の改定等を行うことがあるので、必ず最新版を参照すること。

年月日	改定等の概要
平成31年4月1日	新規適用
令和2年4月1日	<p>「4. 給水管取出工事などの占用許可工事における注意事項」内の「道路占用工事等完了写真チェックシート」に「耐圧試験①」を追加。 また、これまでの「耐圧試験」を「耐圧試験②」に変更。</p> <p>「5. 様式集」内、「提出時期」の次の箇所を変更。 ・施主へ引き渡し前で、かつ水道局の検査完了まで最低3営業日を確保すること。 ・所有権の変更から3営業日以内 ・給水装置工事申込書の提出日から3営業日後以降</p>
令和3年4月1日	<p>「3. 給水装置工事申込等の流れ」 メーター出庫のフローに「給水装置工事申込書の提出日から最短で3営業日後」を追加。 新たに「5. ポリエチレン管配管要領」を追加。</p> <p>「5. 様式集」を「6. 様式集」に変更。 また、給水装置工事申込書ほか各様式の管理者決裁欄に「水技管」を追加。</p> <p>「6. 様式集」に「給水装置工事取消届」を追加。</p> <p>「6. 様式集」の「給水装置工事設計資料」のレイアウト等を変更し、「既設メーター(量水器)情報」の欄を追加。</p> <p>「6. 様式集」の「給水装置工事竣工報告書」のレイアウト等を変更。</p> <p>「6. 様式集」の「給水装置工事自主検査報告書 兼 竣工後工事検査申請書」の自主検査項目に「集合住宅等で複数の水道メーターを設置する場合、誤配管がされていないか」を追加。</p> <p>「6. 様式集」の「水道料金請求先変更届出書」の請求先氏名欄に(ふりがな)を追加。</p>
令和4年4月1日	<p>「4. 給水管取出工事などの占用許可工事における注意事項」の「(1) 計画・施工の注意点」を次のとおり変更。 ・「① 管理者及び水道局の許可や指導に従って施工すること(逸脱した場合は所定のペナルティ対象となる場合あり)。やむをえず(以下略)。」 ・「⑦ えぐり掘りは絶対行わないこと。サヤ管は道路管理者が認めた工法により設置すること。」</p> <p>「4. 給水管取出工事などの占用許可工事における注意事項」内の「道路占用工事等完了写真チェックシート」を次のとおり変更。 ・「斜め切削」を削除。 ・「バケット等で挿入」を「原則、道路構造物を一時撤去して施工」に変更。 ・「※断水を伴う分岐の場合は、相応の工程を撮影。」、「※配水管が鋳鉄製の場合。」、「クラックシート」、「※県道で切削オーバーレイを施工する場合、打継部に設置。」を追加。</p> <p>「6. 様式集」内の次の様式の申請者、及び届出者の押印を不要とする。 ・水道料金減免申請書 ・貯水槽給水施設設置届出書 ・貯水槽給水施設変更(廃止)届出書 ・防錆材使用届出書 ・防錆材等変更(停止)届出書</p>
令和5年4月3日	<p>新たに「6. 水道直結式スプリンクラー設備の取扱基準」を追加。</p> <p>「6. 様式集」を「7. 様式集」に変更。</p> <p>「7. 様式集」に「給水装置工事施工等に関する委任状 / 給水装置工事施工等の受任に関する誓約書」を追加。</p> <p>「7. 様式集」の「給水装置工事竣工報告書」の申込者欄の「㊟」を削除。</p> <p>「7. 様式集」の「管路活水器等設置誓約書」に「設置する器具の種類」を追加、「誓約事項」の項目を追加、文言等の一部変更。</p> <p>「7. 様式集」に「水道直結式スプリンクラー設備設置誓約書」を追加。</p>